

## 令和2年度 第3回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

### 書面開催

資料送付日：2020年10月30日

回答期限：2020年11月30日

委員：石渡代表，齊藤副代表，加藤委員，小野田委員，能勢委員，木村委員，櫻井委員，島村委員，新城委員，濱坂委員，伏見委員，松井委員，三瓶委員，志水委員，高山委員，田中委員，船山委員，郡部委員，青木委員，久保委員，戸高委員，加藤委員，小林委員，村松委員

計24名

### ●書面による議事の説明

#### 議事（1）次期計画の素案について

資料1が現在，障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）で検討している次期計画の素案です。前回の検討委員会ではグループワークを実施し，内容や，目標値の決め方などについてご意見をいただき，その意見を反映したものが今回の素案です。

現行計画との主な変更点としては，6ページにある「めざす社会像」と「基本目標」と，全体的な計画の構成及び障がい福祉施策や社会福祉施策の動向に合わせた内容の変更を行っています。

計画検討委員会における協議の結果として，「めざす社会像」につきまして，現行計画から変更し，「一人ひとりが，地域の中で，共に理解し，つながることができる社会」としました。また，「基本目標」としては，国や県，障がい福祉施策や社会福祉施策の動向と，今まで行った聞き取り調査，アンケート調査の結果に鑑み変更いたしました。

全体の構成としては，現行では，計画の記載内容が法定計画ごとになっていなかったため，第2章に障がい者計画，第3章に障がい福祉計画，第4章に障がい児福祉計画という形で，章立てを行いました。

現行計画から大きな変更は以上となります。計画検討委員会で作成をした次期計画素案について，今後12月の厚生環境常任委員会で報告をし，パブリックコメントを行い，市民の皆様から広くご意見をいただきたいと思いますと考えております。皆様には，

次期計画素案についてご意見いただき，承認いただければと思いますので，よろしく願いいたします。

#### 議事（2）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

前回実施を承認いただいた「大規模災害に備えて課題チェック」単純集計についてです。

藤沢市障がい者総合支援協議会委員，及び選出母体の構成員で，当事者，家族，福祉，医療，教育関係等それぞれの立場で，日頃から障がい福祉に携わっている方を対

象として、前回の協議会終了後から10月9日（金）までの間にアンケートを実施いたしました。

アンケート単純集計結果から、【個人・家庭・地域団体等用】では「自助」、【事業所用】では、「自事業所・自法人での取組」において、どのように取り組むことができているのかある程度把握できているという結果が出ております。

しかし、【個人・家庭・地域団体等用】の「公助・共助」及び【事業所用】の「地域（学校、医療、その他）との連携・行政として積極的に取り組んでほしいこと」については、「自助」や「自事業所・自法人での取組」と比較して、「どこで・どのような」仕組みや取組があるのかを把握できていない傾向があるという結果でした。

その他、自由記載などアンケート結果の詳細につきましては、今後まとめていきます。

本アンケートにつきましては、藤沢型地域包括ケアシステム推進会議においても、実施しており、今後は高齢者関係分野等の結果と併せ、防災関係担当課と連携を図り、障がい者等の避難行動・避難生活等の環境設定に役立てていただく予定です。

つきましては、委員の皆様には、単純集計結果でお気づきの点や今後のまとめ方についてご意見をいただきたいと考えております。

### 議事（3）計画相談支援・障がい児相談支援について

通年議題としている計画相談支援・障がい児相談支援について、藤沢市は県内で最もセルフプラン作成率が高い状況にあります。藤沢市としては、「ライフサイクルに沿った切れ目のない相談支援」や「地域に根差した相談支援」が障がい者（児）の地域生活を支える上で、計画相談支援・障がい児相談支援の推進は、とても大切だと考えております。

また、セルフプランを作成できるということは一概に悪いことではありませんが、相談支援が必要な人に届くようにするために、今後どのような取組が必要かを検討していただきたいと考えております。

検討するにあたり、まずは藤沢市の相談支援実績を把握する必要があると運営会議で意見があり、資料3を作成いたしました。

資料3では、市内の相談実績と、相談支援専門員になるための初任者研修等の受講者実績、県内の相談実績を記載しております。

障がい福祉サービス等受給者の数は年々増加傾向にあり、計画相談支援の需要は高まっている状況です。初任者研修等の受講者は毎年20人程度参加し、修了していますが、実際に相談支援専門員はあまり増えておらず、セルフプランでのサービス決定となっている方が多くいる状況です。

現状では、実際に支援を行う相談支援専門員や事業所を急激に増やすことは難しく、今相談支援専門員として動いていただいている現場の方々はぎりぎりの状態で支援をいただいている状況です。

皆様からは、例えば、「相談支援事業所の新規開設につながるような具体的な取組」、「相談支援事業所の人員増に関する具体的な取組」、「ライフサイクルに沿った切れ

目のない相談支援の具体的な取組」,「他領域との連携による計画相談支援(障がい児相談支援)事業所の拡充に関する具体的な取組」など,セルフプラン率が高い現状に対する解決策について,ご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告(1) 令和2年度第3回,第4回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果報告について

今年度第3回,第4回の検討委員会の結果報告です。内容は資料4のとおりです。

報告(2) 各専門部会の結果報告について

各専門部会の結果報告です。内容は資料5-1から5-4のとおりです。

その他(1)「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために(提言)」について

前回,自閉症児・者親の会会長の首藤様からご説明いただいた提言について,運営会議で検討をさせていただきました。提言への回答内容については現在検討中ですが,皆様にご承認いただければ,回答について運営会議に一任していただき,次回の協議会で回答内容の承認をいただいた上で,自閉症児・者親の会への回答をしたいと考えております。

回答方法について,皆様にご意見,承認をいただきたいと思いますので,よろしくお願いいたします。

## ●委員からの質問及び回答

議題(1) 次期計画の素案について

### ・質問(島村委員)

資料1,50ページの「医療的ケア」という文言は「医療」ではないか。大半が必要としているとあるが,69ページにあるような「医療的ケア」の定義だともっと少ない値だと思われるので,このデータは誤解を招く可能性があります。

### ・回答(事務局)

アンケート調査の設問としては,「医療的ケアの必要性」ということでお伺いしており,「医療的ケア」の注釈として「気管切開,人工呼吸器,吸入・吸引,胃ろう・腸ろう,経鼻経管栄養,中心静脈栄養,透析,カテーテル留置,ストマ,服薬管理等常時の体調管理等」と記載しておりました。データの扱いについては,パブリックコメントの意見等も踏まえ,検討していきたいと考えております。

### ・質問(久保委員)

『ふじさわ障がい者プラン2020』では、「障がい」の表記についての記載があったと思います。しかし、今回の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』には、「障がい」の表記についての記載がありません。何故、今回の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』には、障がいの表記についての記載がないのか理由を教えてください。

・回答（事務局）

本市では、条例や規則、固有名詞等を除き、2011年4月から「障がい」という表記を原則使用しています。運用から10年になりますので、今回は省略しております。

・質問（久保委員）

『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）（以下、素案）』の「第2章 ふじさわ障がい者計画」の「4. 施策の方向と展開」の「(2) 施策の展開」の【3年間の主な取組】の「77 心身障がい者介護手当支給事業（P. 72）」、「74 障がい者等福祉タクシー助成事業（P. 83）」、「112 障がい者等医療費助成事業（P. 86）」「70 福祉手当の支給（P. 89）」の4事業について質問があります。

この4事業については、令和元年度の藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、協議会）の『藤沢市行財政改革2020（以下、行財政改革）』の「見直し検討対象事業（以下、検討対象事業）」の議題の中で議論されてきました。その行財政改革の議題は、令和元年度第4回の協議会での議論を最後に最終的な結論が出ないままだったと記憶しております。その後の令和2年度第1回及び第2回の協議会でも、行財政改革については、議題にもなっていないと記憶しております。

しかし、今回の素案を読んだところ、この4事業が普通に記載されていました。結局、この4事業は今後も継続する結論になったということなののでしょうか。また、行財政改革の検討対象事業の対象ではなくなったということなののでしょうか。さらに、今後の方向性や結論を出したりする議論はしないということなののでしょうか。

・回答（事務局）

令和元年度第4回藤沢市障がい者総合支援協議会の際に、見直し検討対象事業については、今後具体的に詰める方法など十分な議論を重ね、総合的に判断させていただきたいと考えており、具体的なスケジュールが決まっていない旨をご説明させていただきました。

現状とご報告としては、タクシー券の利用者に向けた利用実態調査を予定しており、金額だけではなく、利便性の向上等を含めた見直しを引き続き検討してまいります。

また、検討にあたり、今後改めて皆様にご意見をいただく機会があるかと思っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

事務局としては、協議会委員の皆様や関係団体の皆様からいただいたご意見と、

次期計画策定に向けた聞き取り調査及びアンケート調査の結果から、事業の必要性について認識しているところでございます。

行財政改革における見直し検討対象事業の検討結果については、実施時期を含め、新型コロナウイルス感染症の影響によりまだ結論が出ていない状況ですので、今回ご提示した計画素案については、継続実施を想定し、掲載をしております。

・質問（久保委員）

『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）（以下、素案）』の「第2章 ふじさわ障がい者計画」の「4. 施策の方向と展開」の「（2）施策の展開」の【3年間の主な取組】の各「事業・取組」に振られている番号が順番になっておらず、番号がバラバラです。これは、現行計画である『ふじさわ障がい者プラン2020』では法定計画ごとになっていなかったが、今回の素案では法定計画ごとに整理したために、このように番号がバラバラになったと理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

今回ご提示した素案については、現行計画と比較できるよう、現行計画における事業番号を記載しております。最終案を作成する際は、掲載順の番号になる予定です。

・質問（櫻井委員）

59から188ページの「職員研修の活用による普及・啓蒙」について、職員の研修参加の実績、見込み量、福祉課等の職員の何%或いは何人出席したのか、また受付担当等に手話講座を実施しているのかを知りたい。

・回答（事務局）

令和元年度実績については、新採用職員研修を65人、職員対応要領に基づく研修を102人、eラーニング研修を全職員が受講しております。

障がい福祉課職員については、他課の職員と区別することなく受講をしております。

受付担当への手話講座は実施しておりませんが、障がい福祉課に手話通訳者を常駐で2名配置しており、手話通訳の派遣等も行っております。

・質問（櫻井委員）

① 113ページの表と114ページの表は別々でしょうか。

② 113ページの表には見込み量が記載されていません。

・回答（事務局）

113ページと114ページの表については、別の表ですが、内容が類似しているため今後整理をまいります。

また、見込み量について記載がなく申し訳ありません。他のサービス等と併せて委託業者と検討を行い、最終案でご提示したいと考えております。

#### 議題（２）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

##### ・質問（木村委員）

今資料２－１大規模災害に備えての課題チェック表の個人・家庭・地域団体の回答数のところ、自助共助の回答数が７３にたいして、公助回答数が５０と減少しているのはどうしてですか。

##### ・回答（事務局）

確認させていただき、公助の回答数に誤りがありました。申し訳ございません。公助についても回答数は７３でございます。修正したものを改めて送付させていただきますので、併せてご確認ください。

#### 議題（３）計画相談支援・障がい児相談支援について

##### ・質問（木村委員）

資料３を見ると計画相談支援のセルフプラン率の３月までの実績が近隣市に比べ高く、藤沢市は県内で２番目、児童でも５番目です。計画相談支援の拡充には課題があるのは理解していますが、藤沢市が、他市と比べて計画相談実績数が低い一番の要因はどこにあると行政は考えているのでしょうか。

##### ・回答（事務局）

計画相談支援については、モニタリング頻度の指針が国から出されております。他市町村においては１年ごとや半年ごとでのモニタリングが多い中、藤沢市では３か月ごとのモニタリングを実施できているケースが多いため、人材不足がより一層、実績数に影響していると考えられます。

#### 報告（１）令和２年度第３回、第４回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果報告について

##### ・質問（久保委員）

第４グループの「専門性の確保」についてです。４ページに「専門性については、市内の発達障がいの専門医、児童精神科医、専門の医療の不足しており」とありますが、どのくらい不足しているのでしょうか。

##### ・回答（事務局）

市内の状況としまして、児童精神科が設置されているのは神奈川県立総合療育相

談センターのみとなっております。

また、近隣の専門医としては、把握している範囲では茅ヶ崎市、鎌倉市にそれぞれ1か所ずつ児童精神科クリニックが開業し、藤沢市から多くの方が受診している状況です。

厚生労働省の調査によると、全国的に専門医である児童精神科医が不足しているという結果が出ています。

・質問（久保委員）

今後、藤沢市は「専門性については、市内の発達障がいの専門医、児童精神科医、専門の医療の不足しており」という意見に対して、どのような取組や対策をしようと考えているのでしょうか。

・回答（事務局）

本市では、発達障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、課題解決、解消に向けた協議を行うため、今年度、「藤沢市発達障がい地域支援会議」を設置しました。

今後、この会議を通じて発達障がいのある人への支援体制を充実するため、医療、教育、福祉の関係機関と連携を図り、人材育成等の課題について検討していく予定です。

## 報告（2）各専門部会の結果報告について

・質問（久保委員）

今回の新型コロナウイルスによって、藤沢市の障がい者雇用への影響はあったのでしょうか。

・回答（事務局）

障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会や各専門部会の場で、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の実習受け入れや雇用を控えるなどの影響があったとの情報をいただいています。

・質問（久保委員）

藤沢市は、今回の新型コロナウイルスによる藤沢市の障がい者雇用への影響について、調査や状況把握等はされているのでしょうか。

・回答（事務局）

実態調査は行っていませんが、関係各会議で委員の皆様にご現場の状況をうかがっております。

・質問（久保委員）

今回の新型コロナウイルスによる藤沢市の障がい当事者の進学や就職，雇用等の進路への影響はあったのでしょうか。

・回答（事務局）

障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会や各専門部会の中で，新型コロナウイルス感染症の影響により，企業等の実習受け入れや雇用を控えるなどの影響があったとの情報をいただいています。

・質問（久保委員）

藤沢市は，今回の新型コロナウイルスによる藤沢市の障がい当事者の進学や就職，雇用等への影響についての調査や状況把握はされているのでしょうか。

・回答（事務局）

実態調査は行っていませんが，関係各会議で委員の皆様現場の状況をうかがっております。

・質問（久保委員）

今後，藤沢市として今回の新型コロナウイルスによる障がい当事者の進学や就職，雇用等への影響についての調査や状況把握に取り組んでいく予定はあるのでしょうか。

・回答（事務局）

直近での調査予定はございません。引き続き，関係各会議において委員の皆様意見がうかがってまいります。

・質問（久保委員）

「新型コロナウイルスが落ち着いてから，相談は増加した。」とあります。具体的にどのような相談があったのでしょうか。（相談者の個人情報特定されない範囲で構いません。）

・回答（事務局）

個人が特定される可能性があるため，回答は控えさせていただきます。

・質問（久保委員）

相談者の中に，発達障がいのある当事者やその家族，支援者等からの相談はあったのでしょうか。もしあれば，具体的にどのような相談があったのでしょうか。（相談者の個人情報特定されない範囲で構いません。）



・回答（事務局）

個人が特定される可能性があるため、回答は控えさせていただきます。

・質問（久保委員）

新型コロナウイルス感染発生時以降、相談・虐待対応の件数はどのくらいあったのでしょうか。（相談者の個人情報特定されない範囲で構いません。）

・回答（事務局）

令和2年度については、現時点で公表できるデータがございません。

令和元年度については、虐待防止センターの昨年度の通報届出状況として、相談受付が24件・虐待対応が18件となっております。

・質問（久保委員）

新型コロナウイルス感染発生時以降の相談・虐待対応の件数の中には、発達障がいのある当事者や家族、支援者等は含まれていますか。（相談者の個人情報特定されない範囲で構いません。）

・回答（事務局）

個人が特定される可能性があるため、回答は控えさせていただきます。

・質問（久保委員）

新型コロナウイルス感染発生以前に比べて、相談・虐待対応の件数はどのくらい増加したのでしょうか。（相談者の個人情報特定されない範囲で構いません。）

・回答（事務局）

令和2年度については、現時点で公表できるデータがございません。

・質問（久保委員）

藤沢市障がい者総合支援協議会の各委員に、運営会議でまとめられた「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）」の回答案を一度示し、意見を求める機会はないのでしょうか。

・回答（事務局）

運営会議でいただいたご意見として、協議会で議題として取り上げた場合、委員として専門部会の設置可否を意見することは難しいとのご意見がありました。

あくまでも事務局からの提案として石渡代表を含む運営会議の場で検討をさせていただき、最終的には回答内容の承認を協議会の委員の皆様からいただきたいと考えております。

・質問（久保委員）

『令和2年度 第3回 藤沢市障がい者総合支援協議会 文書会議説明資料（以下、説明資料）』の説明によれば、藤沢市自閉症児・者親の会代表の首藤様（以下、首藤様）への「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）（以下、提言）」の回答内容については、①運営会議で検討した→②令和2年11月2日時点では、回答内容を検討中である→③各委員の皆様の承認をいただければ、回答内容は運営会議に一任していただきたい→④令和2年度第4回の協議会で回答内容を各委員に承認をしていきたい→⑤その後、首藤様への提言の回答をするという流れで進めていくということに理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

ご指摘のとおりです。

・質問（久保委員）

藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、協議会）委員は、運営会議に藤沢市自閉症児・者親の会代表首藤様への「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）」の回答内容について一任した場合、令和2年度第4回の協議会当日まで回答内容を確認する機会はないということでしょうか。

・回答（事務局）

提言への回答内容については12月15日開催予定の運営会議で検討し、事務局でまとめさせていただき、第4回の協議会でご提示いたします。

●委員からの意見

議題（1）次期計画の素案について

・意見（久保委員）

現行の『ふじさわ障がい者プラン2020』には、「障がい」の表記についての説明が記載されていたのに、今回の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）（以下、素案）』には「障がい」の表記についての説明が記載されておられません。記載されていない理由の説明がないと、「何故、今回の素案には『障がい』の表記の記載がないのだろう。」と勝手に思ってしまう。また、令和元年度の藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、協議会）で複数の委員から「障がい」の表記についての意見が挙がっていたと思います。このことを踏まえると、やはり今回の素案にも、「障がい」の表記についての説明も記載されたほうがよいのではないかと考えます。また、私としては協議会で挙がっていた「障がい」の表記についての意見や経緯だけでなく、国や社会、学術的研究等の動向や意見等も丁寧に説明されてもよいのではないかと考えます。

・意見（久保委員）

『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）（以下、素案）』の「第2章 ふじさわ障がい者計画」の「4. 施策の方向と展開」の「(2) 施策の展開」の【3年間の主な取組】の「77 心身障がい者介護手当支給事業（P. 72）」、「74 障がい者等福祉タクシー助成事業（P. 83）」、「112 障がい者等医療費助成事業（P. 86）」「70 福祉手当の支給（P. 89）」の4事業について意見があります。

この4事業については、令和元年度の藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、協議会）の『藤沢市行財政改革2020（以下、行財政改革）』の「見直し検討対象事業（以下、検討対象事業）」の議題の中で議論されてきました。その行財政改革の議題は、令和元年度第4回の協議会での議論を最後に最終的な結論が出ないままだったと記憶しております。その後の令和2年度第1回及び第2回の協議会でも、行財政改革については、議題にもなっていなかったと思います。また、事務局からは、このことについて特に説明を受けた記憶がありません。

しかし、今回の素案を読んだところ、この4事業が普通に記載されていました。私としては、令和2年度第1回及び第2回の協議会で行財政改革の対象事業である4事業については「見直すのか。見直さないのか。」「議論を続けるのか。続けないのか。」「行財政改革の検討対象事業の対象のままなのか。対象でなくなったのか。」などの今後の方向性や結論がだされていなければいけなかったのではないかと考えます。もし、今回の素案に記載されるのであれば、令和2年度第1回及び第2回の協議会で行財政改革の検討対象事業についての議論であったり、素案に4事業を記載する旨を各委員に伝えるべきだったのではないかと思います。この4事業についての結論が出されていないだけでなく、素案に記載する旨の説明も受けていないと、「あれ。結論出していたかな。」「結局、この4事業は継続することになったのかな。」「あの議論は何だったのかな。」と思います。私は、このことについて事務局から説明をしていただきたいです。よろしくお願いします。

・意見（櫻井委員）

実績と見込み量だけでなく、行政側の評価も付けてみたらいかがでしょうか。

例えば、ランク3（良い）2（普通）1（悪い）、理由も。

例：3（良い）（件数が見込みより多く評判良かった）

例：1（悪い）（参加数が少なく呼びかけが弱かった）

そうしていただくとこちらとしても何故増えたのか減ったのか判断しやすくなると思います。

・意見（伏見委員）

2ページ「本計画の策定趣旨」に藤沢型地域包括ケアシステムと表記があり、14ページ「(6) 新計画のポイント」では藤沢型地域包括ケアシステムの理念とありますが、この理念は示さなくてもいいのでしょうか。4ページの図では中央に「藤沢型

地域包括ケアシステム」とありますから、本計画においても大きな柱になる理念ではないかと考えます。

・意見（伏見委員）

122ページ児計画ですが、現状、児における課題の一つは「者切り替え」、つまり18歳を超えたときに新たに別のサービスに移ることだと思います。「切れ目のない支援」実現のためには、18歳を超えたときのスムーズなサポート体制がとても重要だと考えます。是非、この旨の一文を加えてほしいと考えます。

・意見（松井委員）

緊急時における福祉サービスの柔軟な利用について、いつも課題を抱えている印象です。既存のサービス体系の利用充実をすることで様々なフォローが可能と考えます。例えばサービス等利用計画で行うアセスメント内容の工夫やヘルパー事業者に予算をつける等。人的資源の確保には専門性の担保も必要なため、いざという時に動ける人材の育成には、サービス提供事業者の協力があって成り立つ議論と考えます。

医療と福祉を一体的に提供できる多機能型拠点づくりについて、長く課題を抱えておりますが、医療機関サイドが考える「地域を支える仕組みづくり」について、行政を含めた福祉サイドと具体的な展望を語り合える場の設定など企画はできないのでしょうか。内容は予算ベースでの実現可能性を示せばと思います

生活介護事業所等、必要とされるサービス提供事業所作りには事業者の掲げる中期計画などの考えを集約するなど、人物金の側面から具体的な情報収集が無ければ進展はなかなか難しいと考えます。

・意見（濱坂委員）

1点目は、地域活動支援センターについてです。「働くことが困難な障がいのある人の日中活動の拠点」と、プランの中で明確に位置づけていただいた通り、このような拠点が障がい福祉サービスで位置づけられることは極めて大切です。また、小規模作業所時代の経営を引き継いだ形で現在も運営している場所もあり、多様性という観点においても、個別給付事業とはまた違った形での支援を行えるものと考えています。

当連絡会には4箇所の地域活動支援センターが加盟していますが、この4箇所を含め計7箇所もの地域活動支援センターを抱える藤沢市の障がい福祉サービスは、誇るべきものと考えます。向こう3年間も、素案の通り引き続き現サービスを継続することを求めます。

2点目は、重度障害者医療費助成制度です。毎年藤沢市腎友会が制度継続を求める陳情を市議会へ出していますが、例年に続き今年も陳情が採択されたことは特別な意味を持ちます。

いわゆる「見直し33事業」の中に、重度障害者医療制度の見直しが盛り込まれて

いますが、所得制限・年齢制限・一部負担金の導入については、腎友会以外でも、反対の意見をもつ当事者の方が多くいると認識をしています。

この意味で、当事者が集う作業所の団体である当連絡会としても、重度障害者医療費助成制度は現行通りの継続を求めるものです。

・意見（島村委員）

素案P50 枠内1行目「障がいのある人の大半は医療的ケアを必要としています。」とありますが、通常、「医療的ケア」という言葉は、69ページ脚注3「医療的ケアを要する方とは」で示されているように、病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養など、生きていくのに必要な医療的援助と認識していますので、この結果と表記に違和感がありました。「障がいのある人の大半は医療を必要としています」なら理解できます。

確かにP51の■医療的ケアの必要性のデータでは「継続的に必要」「現在必要」を合わせると過半数になっていますが、これは、服薬や医療機関での経過観察等もう少し広い意味での「医療」または「医療機関との関わり」を必要とする方の割合を指しているのではないかと感じます。P50の＜保健医療との連携に関する取組の必要性＞でも医療機関との関わりについて言及されています。

P50の最後にある「ヒアリング調査において福祉サービスと医療的ケアの連携の必要性・・・」のところは、通常使用している「医療的ケア」のことを主に指しているのではないかと思います。

なぜなら、現状、医療的ケアが必要な人は、家族や看護師不在の状態では家庭や福祉事業所等での福祉サービスも利用できない状況にあるからです。

・意見（島村委員）

素案P92, P106のように障がい者が自宅以外のところに居住する場として、グループホームが主流となりつつある中で、医療的ケアの必要な人もグループホームで生活できるようにするためには、医療との連携を強化しなければなりません。どのように整備していくのかが分かるようにしていただきたいです。

・意見（島村委員）

素案P100 短期入所の見込み量では、ニーズを考慮して福祉型、医療型ともに増えていますが、現状、サービス支給量に対して使える資源が乏しく医療や介護の人材不足が深刻であり、医療的ケアを必要とする人は利用制限／停止等、より支援の必要な人が影響を受けています。見込み量の増加とともに資源を増やす対策が必要だと思います。

・意見（島村委員）

素案P125 国が医療的ケア児支援のための政策を挙げているのに対し、市は

医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チームを立ち上げ、地域の課題把握や対応策の検討を開始した・・・というように進められていることは良いことだと思いますが、相変わらず最後に「引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるように・・・」と締めくくられているのには残念な思いが拭えません。医療的ケアは、個々に内容や程度が異なるものの、児と者で異なるものではないので、どちらも生活に困難さを抱えているのは同じです。早く医療的ケア児者のための支援と言い換えて対策していただきたいです。

・意見（木村委員）

藤沢障がい者プラン2026（素案）p96

地域生活支援拠点の整備について

国の基本指針では支援拠点に求められる機能が5項目あり、相談支援機能、緊急時の受け入れ・対応機能、地域の体制づくり機能についてはここに記載がありますが、残り2点、体験の機会・場の提供機能、専門的人材の確保・養成機能については触れられていません。この2点についても、今後どのように事業を進めるかについての記載が必要かと考えます。

・意見（郡部委員）

・素案22ページ「障がい者差別解消法」を名称、内容を知っているとの回答は11.8%にとどまっている。60ページ事業・取組でも普及、啓発の推進とともに、当事者のセルフアドボカシーを高める取組が必要と思う。

・素案25ページ支援に関する情報の入手先が広報、家族、学校や職場などになっており、相談機関が非常に少ないことが懸念される。正しい情報を当事者の特性に応じた方法で的確に伝えるシステムが必要である。62ページでは、出かけることが困難な方などへの訪問相談とあるが、具体的な取組に載せていただきたい。親の会などのネットワークに参加していない若い世代、就労家庭、外国人、単身世帯等、正確な情報が届かない当事者は多い。訪問によるface to faceの関わりは重要である。

・22ページからの凡例の図形が小さすぎて分かりづらい。

・素案48ページ3行目「多くなっていることに対して」

・素案67ページ福祉人材の確保では多様な取組を実施することの実効性のある取組を期待しています。その他、承認致します。

・意見（齊藤委員）

第1章 計画の概要のなかで障害者権利条約の批准に関連する説明をいただきましたが「障がい」の定義について「医療モデル」と「社会モデル」の解説を分かりやすく記載していただきたいと思います。

I C I D HとI C Fの概念は、まだまだ理解が普及していない現状があると思われる障害は個人の課題ではなく、社会の課題としてとらえることが理解されていない

ように思うからです。

ここが変わらないと、いつまでも「障がい」は他人事としてしまう風潮が続いてしまいます。

## 議題（２）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

### ・意見（伏見委員）

発災後、避難行動や生活において、全般的にチェックが多いと感じました。発災直後の訓練も大切ですが、避難行動や生活の想定や訓練の必要性があると感じました。

### ・意見（松井委員）

それぞれのお立場から様々なご意見が寄せられており、関心は高いものと再確認しました。平時における事前準備があつてこそ有事に活かされるものと思います。少しポイントを絞り、具体的な取組について出来るところから関係機関の協力体制を構築できればと思います。

### ・意見（濱坂委員）

アンケートの中にも記載がありましたが、「災害時の個別支援計画」についてです。障がい福祉サービス事業所が通常作成している「個別支援計画」の中に、「災害時の対応」などを行った項目を記載する必要を感じています。具体的にどのようなするのが良いかという案までは持ち合わせておりませんが、検討すべきことかと考えています。

### ・意見（木村委員）

アンケートから、被災した場合の防災対策の構造化が出来ていないと感じました。まず公助、行政が防災対策を構造化し、そのあとから共助が付随していくのではと考えます。

アンケートの自由記載を読むと、障がいによって求める支援、困りごとがそれぞれ違うこと、避難所への避難を最初から考えず、在宅避難を考えている人もかなりいること、また災害の規模や種類によっても避難から避難生活の仕方が変わって来るかと思えます。

それらから①障がい種別②災害の種類（水害、地震）その規模別③生活形態、障がい者自身が家族と同居か独居か共同生活（グループホーム）か。プラス在宅避難する場合に分けて、要支援者が発災直後からの避難環境設定に役立つよう、本当に必要な支援が何かを観点に整理していただきたいと思えます。

### ・意見（郡部委員）

課題チェック表、自由記載ともに詳細なまとめ、分析がされないと傾向を把握す

することもできないのであるが、記載するに当たってアンケートは具体的なイメージが掴み難い。ワークショップであれば、グループワークの中で話し合いながら気づく事も多い。コロナ禍で研修会の開催が困難ではあるが、当事者団体や父母の会など小さな規模で感染症対策をとったうえで数多く開催し、データを集計してみるとより具体的、実地的な課題が見えてくると思う。

また自助と地域での助け合いは重なるものであり地域性もあるのではないだろうか。特に公的な支援は地域によって重点的に投入する支援が異なってくると思われる。

今回のアンケートは地域を特定していないが、今後の課題であると思う。

・意見（高山委員）

自由記述の回答ですが、質的内容分析の手法で、カテゴリー生成していくと、少数意見も落とすことなく、全体像が見られるのではないかと思います。

議題（3）計画相談支援・障がい児相談支援について

・意見（伏見委員）

計画相談の支給が増えていないということは、支給を受けている人はずっと継続していて、新規の方が利用できていない状態だと思います。一度利用すると基本的にはサービス利用を続けるまで利用し続けるサービスなので、1人あたりの利用年数がとても長いサービスだと思います。

必要な方に届くように、また、セルフプラン立案がご自身でできるようになる支援をすることで、一定期間の利用期間を決め、支給してもいいのではないかと。

・意見（松井委員）

相談支援の必要性については欠かせないものという認識ですが、事業者の立場としては運営継続には財政的な安定が欠かれない要因です。当法人における課題感は、複数ある事業所の人員配置バランスと掛かる経費の状況から、配置できる人数が限られています。その為、相談事業所内の人材育成努力にも限界がみられ、幅広い障がい種別から寄せられる相談内容に対応することに苦慮しています。相談員の質の標準化は地域課題でもありますので、運営継続を担保できる財源確保を求めます。

・意見（濱坂委員）

相談支援事業が拡充しない原因については、報酬の低さに起因していると断ぜざるを得ません。この意味で、1自治体である藤沢市にできることは限られていると考えます。

まずは、国に報酬を上げてもらうよう、市として求めていくしかないのではないのでしょうか。



・意見（木村委員）

計画相談支援・障がい児相談支援について

計画相談支援が、サービス支援計画プランの作成を通じて、介護保険制度のケアマネジャーのような存在となり、学齢期より親なき後の生涯に渡り、切れ目のない相談支援になってほしいと考えています。そう考えるのは周りの方たちの計画相談支援が充実しており、計画相談の重要性をそこから実感しているからです。しかし今より実績数値を伸ばすには、いろいろな課題が多い事も認識しています。数年前、他市ではモニタリングが行われず、サービス計画作成のみのため、実績数値が高いという話を聞いたことがあります。それは計画相談支援の本来の在り方とは言い難いと思います。なるべく多くの方が計画相談支援を利用が出来るためには、現在よりも相談員の増員が不可欠であり、介護保険サービスへの継続をスムーズに行うという観点から、介護保険制度のケアマネジャーの計画相談支援員への参入が、有益かつ合理的と考えます。

そのためには、資格のダブル取得や、本人の意思決定支援に基づく障がい制度サービス提供と、介護者が主体となる介護保険制度サービス提供との基本的理念の違いや、障がいそのものについての理解等課題も多いかとも考えられますが、その現実性は高いように思われます。ぜひ資格習得に対しての費用補助、障がいサービス事業所と介護保険サービスとの意見交流の場の設置や講習会等、藤沢市が参入を先駆的に進めていただきたいです。

また、現在のサービス計画作成時とモニタリング時には、相談支援員が知的障がい者・児のサービス計画の実質的な作成者である親と、まず面談の日程調整のためのアポ、次に通所施設の様子を見に行く場合にはその支援員へのアポや、また作成のためには基本自宅訪問しますとまで言ってくださいます。このような業務の簡潔化のためには、直接規模の大きな市内通所施設への相談員の直接の配置や、決められた地区別の担当施設への計画相談支援員の派遣が行われるとよいかと考えます。まず通所施設では、個別支援計画が一人ひとり立てられているので、その作成に基づき親と通所施設職員、計画相談員が同席し、数回の訪問で一つの事業所内で同時に複数のサービス計画が作成でき、またそのスタートが一緒であれば、モニタリングも半年後同時期に行え、以前より言われている雑務の軽減化が図れるかと考えます。

また障がい児相談については、児童のサービス支援計画作成のセルフ率が極めて高い点を考えた場合、成人以降より学齢期のほうが、学校、放課後デイ支援員、行政の教育相談等相談場所が多くあるのではと思われる一方、学齢期の親の中に、計画相談支援を受けると希望する日数、放課後デイサービスが使えなくなるという認識があると聞きました。

これは残念ですが、学齢期より生涯にわたる本人の意思決定支援に基づくライフサイクルに沿った切れ目のない計画相談支援の在り方が、正しく理解されていないと考えられます。学齢期の親御さんたちが、正しい計画相談支援の在り方を理解し、利用するためには放課後デイサービス事業所での計画相談支援を市が財源を伴う事

業として位置づけるか、前述したような放課後デイサービスへの計画相談支援員への派遣を考えていただきたいと思います。それらを行うことによって、放課後デイサービスの福祉事業を提供する施設としての質の向上も図れるかと考えます。

また計画相談支援の必要性があまり認識されていないようにも思われ、事業化した当初のほうが利用を促進していたように思います。相談員の増加が思うように進まない点もあるかと思いますが、受給証更新の家庭状況の聞き取り時に、計画相談支援利用も促していただきたいと考えます。

・意見（郡部委員）

・そもそも論を行ってしまっは元も子もないが、当事者にとって自分の人生を他人に計画してもらうことがいいのかどうかと考える。なので、計画相談を受任して、当事者にセルフプランを作成する力がついてきたのであれば、計画相談を終了することは大切であると思う。単に多く抱えてなおぎりのプランを作成し請求している事業者はまさかないとは思いますがセルフが可能な方には補助として関わり、本当に必要な方を断らず受任すべきと思っている。そのためには計画からセルフに移したケースになんらかの評価をしていただきたいと思っている。

・相談支援を行って、実感するのは障がい福祉サービスの調整に留まらず、医療系、高齢系、行政、地域（社協、ボランティア、民生委員）と幅広くつながりを広げていく要になり得るということである。正に地域共生社会のネットワークづくりに寄与している。その辺りを相談事業所を運営する母体に理解してもらいたい。できれば経営協等を巻き込んで法人経営者の意識改革を目的とした研修を企画して欲しい。

・相談支援専門員が増えないのは、現行の報酬体系では人件費が捻出できないからと思うが、常勤専任で複数の相談支援専門員を配置している事業所があるのであれば、その運営を是非聞いてみたい。

・それなりのキャリアを積んで事業所にとっても重要な立場の職員が相談員になると、その穴埋めができないのが現状である。福祉職員の人材確保と相談員の増員は同時に取り組んでいくべきである。

・相談事業所もNPOや株式、また高齢系が参入している。事連絡会や事例討の顔ぶれも決まってきたのではないだろうか。相談員の質を高めるために、基幹の巡回が必要と思う。

・基本報酬の見直しは粘り強く要求して欲しい。

・意見（高山委員）

セルフプラン率の高い現状の解決策については、これまでも議論されてきたかと思えます。

県内他の自治体の状況を示していただきましたが、自治体規模も異なり、単純比較はむずかしいとも思っています。

しかし、すでにこれまでも意見として示されていると思いますが、受給者が1,000をこえており、比較的セルフプラン率が低めの自治体での具体的な取組

のヒアリングは考えられるかと思います。  
すでに実施済みでしたら申し訳ありません。

・意見（村松委員）

介護保険対象者に対するプランの扱いについては、介護支援専門員（ケアマネジャー）のプランだけに依存するだけではなく、セルフプランがあれば両方併用してプランニング資料とすることが必要。

とくに65歳前よりセルフプランを作成・提出してきた障がい者にとっては、ケアマネジャーのプラン一本化によって従来のプランの質の低下も否定できないことから、併用が肝要と考えている。

報告（2）各専門部会の結果報告について

・意見（久保委員）

今後、藤沢市は今回の新型コロナウイルスによって、藤沢市に在住・在学・在勤されている障がい当事者の進学や就職、雇用等にどのような影響を与えたのかについて考えていかなければならないと考えます。そのためにも、藤沢市にはしっかり調査や状況把握に取り組んでほしいです。そして、その調査や状況把握したことを報告していただくと、今後の障がい当事者の進学や就職、雇用等についての議論や対策に活かせるのではないかと考えます。

・意見（松井委員）

新型コロナ関連の対応について、しばらくは各部会から継続した課題や対応等挙げていただくと良いと思います。

その他（1）「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）」について

・意見（久保委員）

藤沢市自閉症児者親の会代表の首藤様（以下、首藤様）への「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）（以下、提言）」の回答内容については、運営会議で検討していただくことは問題ありません。

ただし、令和2年度第4回藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、協議会）開催前に、事務局から運営会議で検討された回答内容を各委員に対し、一度回答内容を確認してもらい、意見を求める機会をいただきたいです。その上で、各委員から意見を聞き、その意見をもとに運営会議で再度回答内容を検討する。そして、令和2年度第4回の協議会当日に、運営会議で検討された提言の最終的な回答内容及び各委員からもらった意見（ex:①A委員から「△△にするべき」という意見がありました。が、事務局としては〇〇の観点から××にすることはできません。②B委員から「〇〇」

を「××」に表現を修正すべきという意見がありましたので、回答内容の「××」に修正しました。) についても説明をした上で、最終的に各委員に承認していく方向で進めていかないといけないのではないかと考えます。